

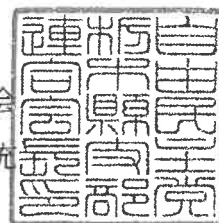
栃木県知事 福 田 富 一 様

令和7年度9月補正予算に対する
要 望 書

令和7年8月26日

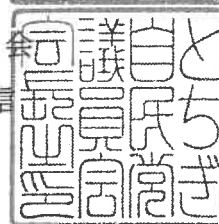
自由民主党栃木県支部連合会

会 長 茂 木 敏 充



とちぎ自民党議員会

会 長 岩 崎 信



趣 旨

我が国は、急速な人口減少と少子高齢化という構造的課題に直面している。出生数は過去最低を更新し続け、将来の労働力不足、地域社会の活力低下、社会保障制度の持続可能性に深刻な影を落としている。栃木県においても例外ではなく、若者の流出や高齢化の進行により、地域の存続そのものが問われる状況にある。子育て世代が安心して暮らし、将来に希望を持てる環境整備こそが最優先の課題であり、早急に対応策を講じなければならない。

経済社会全体を取り巻く状況も厳しさを増している。円安や物価高騰により、中小企業や小規模事業者は深刻な経営状況に置かれていることに加え、アメリカによる関税の対応により、ものづくり県である本県経済や中小企業、自動車産業や農産物の取引などに大きな影響が生じることが懸念され、県内産業の競争力強化や生産性向上など、地域経済の持続的成長を支える支援が必要不可欠である。

また、農林水産業においては、米の安定的な生産体制への取組が求められており、担い手不足や生産コスト上昇、気候変動による自然災害リスクへの対応など、持続可能な農業体制の構築が求められている。

さらに、医療・介護分野では、慢性的な人材不足が県民生活の安心を脅かしている。医師や看護師、介護人材の確保・育成を図るとともに、処遇改善を進めることが必要である。教育現場においては、ICT教育や不登校対策、特別支援教育の充実など多様な課題に対応する施策が求められている。

加えて、防災・減災対策については、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、治水・治山対策、老朽インフラの更新・維持管理を計画的に進めるほか、脱炭素社会の実現、地域の持続可能性向上及び行政・産業の効率化に資するGX・DXの取組については、将来の県政を支える柱として、積極的に推進しなければならない。

とちぎ自民党議員会では、こうした現状や課題を鑑み、特に重要な課題について「令和7年度9月補正予算に対する要望書」として取りまとめたので、検討の上、これらの施策が十分に反映されるよう強く要望するものである。

I 予算要望事項

単位：千円

() 内は内数

1. 米国関税措置への対応について

県が7月に実施した米国関税措置に関するアンケート調査結果によると、取引の減少や仕入れ価格の上昇等の影響を「既に受けている」、「今後影響が出ると予想している」と回答した事業者が全体の6割弱になるなど、県内経済への深刻な影響が懸念される。

そこで、県内中小企業等に対し、競争力の維持・強化に向けた資金繰り支援や生産性向上支援をはじめとした更なる支援策を講じること。

(重点事業)

○産業活性化金融対策費	3,030,400
○ものづくり産業生産性向上支援事業費	101,107
○地域経済の持続的発展加速化事業費	8,000
○とちぎり・スキリング導入促進事業費	3,300

2. 物価高騰対策について

(1) 子育て世代への支援について

食材費の高騰が続いているが、児童生徒の健全な発育・発達に欠かせない学校給食については、栄養バランスと適切な量を保ちながら安定して実施される必要があることから、食材費の高騰に対する支援を行うこと。

(重点事業)

○私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費	397,800
○私立学校給食費保護者負担軽減事業費	17,133
○県立学校給食費保護者負担軽減事業費	41,766

(2) フードバンクへの支援について

生活困窮者に対する安定した食糧支援やこども食堂への食品の提供等の充実が図られるよう、生命をつなぐセーフティネットの役割を担っているフードバンク活動団体に対し支援すること。

(重点事業)

○フードバンク活動団体支援事業費	63,000
------------------	--------

3. 人口減少対策の推進について

急速に人口減少が進行する中で、地域の活力の維持・向上のためには若い世代の活躍が重要であるが、令和6年の本県の合計特殊出生率は過去最低の1.15となり、依然として少子化の進行に歯止めがかかっておらず、また、県外への転出超過についても、若者、特に若年女性の転出超過が顕著な状況となっている。

若者の転出には、進学や就職のほか、社会全体に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きく影響していると考えられることから、こうした意識の解消に取り組むとともに、より若い世代である高校生や大学生の本県に対する愛着心や定住意欲が醸成されるよう、真に必要な情報を確実に届ける仕組みを講じること。

さらに、若者の県内企業への就職や定着促進を図るため、奨学金の代理返還等を実施する企業に対して支援を行うこと。

(重点事業)

○アンコンシャス・バイアス解消に向けた気運醸成事業費	7,813
○若い世代向け少子化対策情報発信強化事業費	11,737
○とちぎ奨学金返還企業応援事業費	3,091

4. 安全・安心な暮らしの実現について

(1) 社会資本の整備・維持管理の推進について

「県土づくりプラン 2021」の重点施策である「誰もが安全で安心して利用できる道づくり」や「快適で魅力にあふれる都市公園づくり」、さらには、横断的施策である「県土強靱化、防災・減災対策」等を推進するため、緊急輸送道路等の整備や道路の排水機能強化のほか、通行の支障となっている道路内の樹木及び都市公園における枯損木への対策等を着実に実施すること。

(重点事業)

○県単公共事業費（県土整備部）	800,000
	(政調上乗せ 800,000)
○公共事業関連調査費（県土整備部）	200,000
	(政調上乗せ 200,000)

(2) 防災・減災対策の推進について

気候変動の影響等により、全国的に自然災害が激甚化・頻発化していることから、地元住民の不安を払拭するため、堤防強化や中小河川等の堆積土除去、立木の伐採等を進めるとともに、山間部における荒廃した溪流の整備を推進すること。

(重点事業)

○県単公共事業費（環境森林部）	50,000
	(政調上乗せ 50,000)
○緊急防災・減災対策事業費	1,000,000
	(政調上乗せ 1,000,000)

(3) 農業農村整備事業の推進について

農業農村インフラは、農作物の安定生産や農村地域の維持・保全を図る上で重要な基盤であり、また、自然災害に対する地域防災力の強化に大きな役割を有していることから、農業水利施設の更新整備等を積極的に進めること。

(重点事業)

○県単公共事業費（農政部）	10,000
	(政調上乗せ 10,000)

(4) 広域公共交通ネットワークの強化について

LRTの整備効果は、沿線だけでなく県内各地に波及することが期待されることから、宇都宮市が進める芳賀・宇都宮LRTのJR宇都宮駅西側への延伸に合わせ、県民の移動ニーズ等に対応した公共交通ネットワークの広域化に取り組むこと。

(重点事業)

○広域公共交通連携検討事業費

9,600

(5) 医療提供体制の確保について

地域の医療提供体制については、医師の高齢化や後継者の不在等による病院や診療所の廃止等により、地域住民が適切な医療を受けられなくなるおそれがあることから、県民誰もが住み慣れた地域に生涯にわたって安心して暮らすことができるよう、地域に必要な医療提供体制を確保すること。

(重点事業)

○日光市立足尾診療所（仮称）整備助成費

2,840

○重点医師偏在対策支援区域診療所承継・開業支援事業費

393,398

(6) 特別支援学校の施設整備について

児童生徒数が増加している特別支援学校においては、特別教室の転用等により対応しているが、児童生徒の作業学習活動に十分なスペースを確保することが難しくなっていることから、狭隘化の問題を早期に解消し、児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、学習環境を改善すること。

(重点事業)

○岡本特別支援学校新校舎整備費

55,651

(7) 県立学校体育館の施設整備について

指定避難所となっている県立学校体育館については、有事の際に、避難者が一定期間生活する場所であることから、安全・安心で快適に過ごせるよう、必要な施設整備を進めること。

(重点事業)

○県立高等学校体育館バリアフリースイレ整備事業費

20,000

(政調上乗せ

20,000)

5. とちぎの魅力発信について

(1) アジア地域における経済交流の強化について

本県は、ベトナム・台湾とそれぞれ経済交流に関する覚書を締結し、県内

事業者の現地への事業展開に向けての支援や、インバウンド誘客、県産農産物の販路拡大などを積極的に進めてきたところである。

これまで積み重ねてきた取組の成果を踏まえ、更なる関係性の強化を図るとともに、経済交流を一層推進して本県産業の活性化を図ること。

(重点事業)

○ベトナム・台湾におけるとちぎの魅力発信事業費 64,284

(2) テレビ放映を契機とした誘客促進・看護の魅力発信について

令和8年春に、本県出身者をモチーフとしたテレビドラマの放送が予定されているが、こうした本県ゆかりの作品の放送は、新たな本県魅力を全国に発信する絶好の機会であることから、市町や関係団体等との緊密な連携の下、県内外へ積極的に情報発信を図り、観光誘客につなげること。

また、主人公の職業である看護職にスポットが当たることで、看護職員のなり手を増やす機会にもなり得ることから、看護の魅力について、テレビドラマを活用した普及啓発を強化すること。

(重点事業)

○テレビドラマを活用した情報発信・誘客促進事業費 11,271

○看護の魅力発信事業費 6,290

6. 農業の振興について

(1) 米の安定供給について

米不足による米の価格高騰に対し、備蓄米の放出などの対策が行われ、一定の効果が見られたものの、米価は依然として高止まりしている。

国は、需要に応じた増産を打ち出したところであり、本県においても、令和8年産の米を消費者が安心して購入できるよう、主食用米の生産拡大に対する支援を行うこと。

(重点事業)

○栃木のお米安定供給対策事業費 20,000

(政調上乗せ 20,000)

(2) 農産物の生産力強化について

気候変動に伴う猛暑により、トマトやにら等の施設園芸品目の生育不良や収量低下などが顕著となっていることから、こうした品目の生産の安定化を図るため、暑熱対策に対する支援を行うこと。

(重点事業)

○施設園芸暑熱対策支援事業費	10,000
(政調上乗せ	10,000)

計	26重点事業	6,338,481千円
---	--------	-------------

(政調上乗せ	2,110,000千円)
--------	--------------

Ⅱ－① 政策要望事項（特別要望事項）

1. 人口減少、少子化問題の克服について

（1）人口減少、少子化対策について

昨年4月に「栃木県こども未来推進本部」を設置し、各種少子化施策に取り組んでいるが、令和6年の合計特殊出生率は過去最低を更新した。今後は更なる結婚支援、妊娠・出産に係る負担軽減、子育て環境の整備など、新たな視点も加えながら総合的に取組を進めるとともに、市町等と連携を図りながら県がリーダーシップを発揮し、全県を挙げて人口減少対策に取り組むこと。

さらに、専門家による市町への少子化対策への助言を強化し、市町や民間団体等と連携しオール栃木体制で少子化トレンドの反転を目指すこと。

（2）子育て支援について

県は、今年3月に策定した「栃木県こどもまんなか推進プラン」に基づき、総合的に子育て支援に取り組んでいる中、さらにスピード感を持って県民総ぐるみで子育てをより前向きに感じられる気運の醸成を図ること。

また、妊産婦の心身の健康保持、企業と連携した子育て世帯への支援強化、地域における居場所づくりなど、妊娠から子育て期までの切れ目のない支援に取り組むこと。

さらには、子ども総合科学館のリニューアルオープンに伴い、県内の多くの子どもたちが科学への関心を高め、利用し、充実した時間を過ごせるよう、リニューアル後の新たな展示場やプラネタリウム、遊びの広場等の情報の発信を行うこと。

（3）女性活躍・男女共同参画の推進について

人口減少が進み、労働力が不足する日本にとって、働く意欲のある女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、女性活躍・男女共同参画を一層推進することが求められている。男女がともに活躍できる社会の実現に向け、性別に関わらず、個人の意欲と能力を正當に評価する職場・地域環境の整備や、働く女性のキャリア継続支援を図るとともに、男性の育児休業取得率の向上等、男性が育児・地域活動へ参加しやすい社会環境の構築に努め

ること。

(4) 結婚支援について

結婚を通じて家庭を築くことには、少子化対策のみならず、経済的・精神的な安定など大きな意味がある。結婚を希望する人の思いが実現されるよう、「とちぎ結婚支援センター」の機能強化を図るとともに、女性会員を増やす取組や移住と連携した結婚支援の取組についても強化すること。

2. 人手不足に伴う人材の確保について

(1) 建設業の担い手の確保について

建設業を持続可能な産業とするためには、人件費や資材価格の高騰を踏まえた工事量の確保と併せて担い手の確保・育成や労働環境の改善が不可欠である。そのため、物価高騰分も含めた社会資本整備予算の確保に努めるとともに、若手人材や女性活躍に貢献する職場環境改善の推進、建設現場における熱中症対策等のほか、余裕期間設定による平準化及び地域の実情に応じた共同受注方式の活用を進めること。

また、建設産業を担う人材育成のため、インフラトレーニングセンターの整備を積極的に進めるとともに、ICTに対応できる人材の育成等に努めること。

(2) 産業人材の確保・定着について

産業人材の確保・定着に向け、若者や女性、外国人など多様な人材が活躍できるよう、働き方改革の推進等により、働きやすい環境の整備を図るとともに、県内企業とのマッチングの機会の提供やU I J ターン促進をはじめとする県内への就職支援の取組を推進すること。

(3) 医療・介護分野の人材の確保・定着について

高齢化の進展や人口減少により、医療・介護分野の担い手不足が深刻さを増している。

現場では人材の確保が困難となり、従事する職員への負担増やサービスの質の低下が懸念されており、今後の地域医療・介護体制の維持が危ぶまれる状況である。本県の持続可能な地域社会を築く上で、医療・介護人材の確保・定着は喫緊の課題であり、行政・教育・事業所が一体となった包括的な

対策が求められている。

そのため、今後も地域住民が安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、人材確保・定着への支援や職場環境の改善、若年層への職業選択促進とキャリア教育の強化など必要な対策に努めること。

(4) 農林業人材の確保・育成について

農業・農村を取り巻く情勢は、20年後に担い手が現在の1/4に減少するとの試算がされる等、深刻な状況を迎えており、新たな担い手の確保・育成は、本県にとって喫緊かつ極めて重要な課題である。

については、本県農業の魅力を広く発信し、農業に関心のある若者等を県内外から呼び込むとともに、就農に向け、各市町等との連携強化を図りながら、栽培方法や経営を学ぶ機会の確保、実地研修制度の整備、農地のあっせんや中古農業施設・機械の活用・リフォーム等を支援し、定着につなげること。

林業においては、林業大学校を中核拠点として、更なる林業人材の確保・育成に向けた取組を推進すること。

(5) 教育現場の人材確保・働く環境の整備について

教員の魅力を発信するなど多くの受験者の確保に努めることで正規採用教員を確保するとともに、補充教員の柔軟な採用及び迅速な配置を図ること。

また、教員の働き方改革や学校業務改善の取組として、各種業務支援員等の人員配置のほか、校務DXを推進し、教員の業務効率化と質の向上を図るとともに、必要な財源措置について国へ要望すること。

加えて、教職員の精神疾患による休職者が増加傾向にあることを踏まえ、教職員の総合的なメンタルヘルス対策に努めること。

(6) 警察官の人材確保・働く環境の整備について

効果的な採用募集活動を推進し、優秀な人材を確保することに加え、警察官の執行力確保のため、必要な会計年度職員の人員配置のほか、DXを推進するなどして、業務の効率化と質の向上を図ること。

さらに、警察官の勤務環境改善の取組として、各勤務員が安心して働けるよう総合的なメンタルヘルス対策に努めるとともに、暑熱対策や、警察力強化のための必要な装備資機材の充実にも努めること。

3. 物価高騰対策について

(1) 建設単価及び人件費の高騰への対応について

建設単価及び人件費が大幅に増大する傾向にある中、事業効果を迅速かつ有効に発現するためには、より一層の予算確保が急務である。そのため、今年6月に閣議決定された国土強靱化実施中期計画に最大限呼応し、必要な事業を推進するための十分な予算確保に努めること。

また、設計単価については当初の予定価格への反映はもとより、スライド条項の適用等による請負額の変更など即応的かつ適切に対応するとともに、労務単価についても時間外労働の上限規制などによる変化に柔軟に対応すること。

(2) 県内中小企業等への支援について

県内中小企業等にとっては原材料費や労務単価の上昇が大きな負担となっている。

こうした県内中小企業等に対し、コスト上昇分の適正な価格転嫁や労働生産性の向上に対する支援を行うとともに、県制度融資の充実による資金繰りへの支援を行うこと。

4. 米国による相互関税等への対応について

米国による相互関税等については、本県、県内企業の業績に今後大きな影響が生じることが懸念される。

そのため、県内経済への影響を把握するとともに、国の動向を踏まえながら、県内企業の相談窓口の充実強化を図るなど必要な対応・施策を講じること。

5. 米の安定的な生産体制への取組について

米の価格高騰が社会問題になる中、国においても米離れを防ぐため、緊急的な措置として備蓄米の放出を決断したところではあるが、日本人の主食である米の生産体制については、今後担い手、消費者が減少していく中でも、持続的な営農ができる仕組みづくりを、食の安全保障の議論と併せて、早急に進めていく必要がある。

また、酒米、加工用米、飼料用米の安定的な確保なども含めて、米生産全体の体制構築について、国の議論を注視しつつ、知事会などを通して地方の意見も積極的に国に伝えていくこと。

6. 気候変動への対応について

(1) 気候変動を踏まえた災害対応力の強化について

国では、災害対応力の抜本的強化に向け、防災庁の設置を目指しており、過日、県では、同庁の県内への設置を求める要望を行った。

気候変動の影響で、全国各地で集中豪雨による自然災害が激甚化・頻発化している中で、本県においても災害対応力を強化するため、外部専門人材の活用や職員の専門性の向上、各市町との連携強化など、体制整備に努めること。

(2) 災害に強い県土づくりの推進について

気候変動の影響等により激甚化・頻発化する台風などの水害から県民の生命・財産・暮らしを守るためには、防災・減災、県土強靱化の取組を計画的・継続的に推進する必要がある。

そこで、改良復旧を含む河川整備や、堤防強化、堆積土除去及び土砂災害対策等の緊急防災・減災対策に加えて、集中豪雨に対する道路冠水対策等について計画的かつ重点的に取り組むなど、流域治水を一層推進すること。

さらに、渡良瀬遊水地の治水機能の強化を国に強く働きかけること。

(3) 気候変動を踏まえた農産物の安定供給について

地球温暖化に伴う異常気象により、近年、集中豪雨などが頻発するほか、夏の高温やカメムシの大発生など、今年も気候変動による農産物への影響が懸念される。

農産物の安定供給及び農業者の所得確保を図るため、県内農業者に対し、気候変動対策の重要性について意識啓発を図るとともに、高温耐性品種の開発、生産性維持に向けた技術指導等を推進すること。

(4) 温暖化による県民の生命・財産を守る取組について

近年、気温の上昇による暑さで命の危険度が年々増してきており、熱中症による救急搬送数や死亡事例は増加傾向にある。そのため今年6月には職

場における熱中症対策が義務化されたところである。

そこで、国が熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラートを発表した際には、ホームページやSNS等により速やかに県民に注意喚起を促すこと。

また、指定暑熱避難施設については、各市町で多数の公共施設等が指定されていることから、市町と連携して積極的なPRを図り、県民の利用を促進するとともに、市町が熱中症対策の普及啓発等に取り組む「熱中症対策普及団体」として指定した民間団体等に対する連携や支援に取り組むこと。

(5) 学校施設の空調整備について

気候変動の影響により、気温が上昇する中、学校においては、夏場の熱中症を予防するとともに、生徒や教員が快適に過ごせる施設環境の充実のため、全ての県立学校の特別教室や体育館等へのエアコン設置を早期に実現すること。

Ⅱ－② 政策要望事項（全体要望事項）

1. 安全安心な地域社会づくりについて

（1）防災・減災対策について

自然災害が多発する中、令和6年能登半島地震の教訓を生かし、首都直下地震など大規模自然災害に備えるため、広域的支援体制の確保及び迅速な道路啓開等の観点から、橋梁等社会インフラの耐震化の加速化を図るとともに、無電柱化の着実な推進に取り組むこと。

さらに、住宅の耐震に対する県内所有者の危機意識が高まっていることから、耐震診断や改修等の支援による耐震化の促進を図るほか、災害発生時に孤立する可能性のある集落における備蓄体制や通信手段の確保などの取組について、県がリーダーシップを発揮して孤立集落対策を講じること。

（2）社会インフラの維持管理と老朽化対策の強化について

高度経済成長期に整備された社会インフラの老朽化が加速度的に進行する中、限られた予算において適切な維持管理が求められている。社会情勢の変化や多様化する県民ニーズに対応するため、新技術を活用したインフラDXにより、効率的かつ効果的なインフラメンテナンスの推進に努めること。

さらに、上下水道等の老朽化したライフラインの維持管理や修繕等に計画的に取り組むほか、道路に繁茂する雑草の除草や路肩に堆積した土砂の清掃により道路利用者の安全・安心の確保を図るとともに、通行の支障になっている道路内の樹木や倒木のおそれのある都市公園内の樹木について、計画的な伐採・せん定等による適正な維持管理に取り組むこと。

（3）安全・安心な社会資本の整備について

近年、通学路を通行中の児童が犠牲になる痛ましい事故が相次いでおり、本県においても過去に通学路での重大事故が起きている。

また、自動車専用道路等においては、誤進入車両の逆走による死傷事故も発生している。

そのため、通学路の歩道整備や事故危険箇所における安全対策の一層の推進を図るほか、道路・公共交通・都市公園・県営住宅・建築物等のバリア

フリー化など、誰もが安全・安心で快適な社会資本整備に引き続き取り組むこと。

2. 県内経済の活性化について

(1) 広域道路ネットワークの充実・強化について

高速道路の機能強化や広域道路ネットワークの整備など、県内外の連携・交流を支え、生産性向上や国際競争力の強化につながる基盤づくりを推進するため、「県土 60 分構想」のリ・デザインに取り組むとともに、「とちぎの道路・交通ビジョン 2021」に基づき、常総・宇都宮東部連絡道路や栃木西部都市連絡道路等の広域道路の事業推進を図ること。

また、構想路線に位置づけられている（仮称）つくば・八溝縦貫・白河道路や（仮称）北関東北部横断道路の具体化、県北における国道 4 号の多車線化や新 4 号国道等の主要幹線道路の立体化を国に強く働きかけること。

(2) 公共交通ネットワークの充実・強化について

現在、宇都宮市が芳賀・宇都宮 L R T の J R 宇都宮駅西側への延伸を計画していることから、今後の県としての支援策を検討するとともに、積極的な推進を図ること。

また、人口減少や少子高齢化によるバス運転手の不足が深刻化する中、地域公共交通の確保・充実を図るため、無人自動運転の実装に向けて引き続き取り組むこと。

(3) 魅力ある観光地づくりに向けた交通円滑化の推進について

近年、県内観光地において、主要なアクセス道路における法面の崩壊や倒木などにより通行止めが相次いで発生しており、安全確保が喫緊の課題となっていることに加え、慢性的な交通渋滞が観光客の周遊の妨げとなっていることから、計画的かつ重点的に対策を推進すること。

また、奥日光地域における持続可能な地域づくりに向けた新たなモビリティの検討に取り組むこと。

(4) 産業の振興等について

県内中小企業等の振興に当たっては、商工団体への支援強化を図るとともに、「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」等と連携し、事業承継や後

継者育成等に対する支援を行うほか、スタートアップ企業の創出・拡大を図ること。

また、本県経済の持続的な成長を図るため、県が主導して、戦略的な企業誘致・産業団地整備に取り組むとともに、既立地企業の定着促進を図ること。

(5) 県内企業のD Xの推進について

中小企業・小規模事業者の経営の効率化や生産性向上に向けては、D Xの推進が重要であることから、県内の中小企業・小規模事業者に対し、最新の情報を提供するとともに、専門家による伴走支援を行うなど、D X推進に向けた取組を強化すること。

(6) 国内外からの観光誘客の推進について

新型コロナウイルスが収束し、円安の影響もありインバウンド需要が高まっているこの機会を逃すことなく、市町や関係団体と連携し、観光客の消費拡大につながる観光資源の発掘や既存資源の磨き上げに努めるなど、観光誘客をより一層積極的に推進し、地域経済の底上げを図ること。

3. 医療福祉について

(1) 地域医療構想と県立病院の再整備について

本県では、国からの「地域医療構想の進め方について」に基づき、宇都宮地域をモデル推進区域に設定しているが、その取組が、県全体の医療提供体制の確保に資するものとなるよう努めること。

新たな構想の検討を進めるに当たっては、県民にとって良質で効率的な医療提供体制の確保を図ること。具体的には、限られた医療資源の中、地域性や専門性を考慮した地域医療の課題解決を図るとともに、老朽化した県立病院の再整備や各市町の医療行政への参画を進めること。

(2) 救急医療体制の整備・充実について

栃木県救急医療提供体制のあり方検討委員会において、救急医療・救急車の適正利用に向けた県民等の理解促進、救急患者の受入体制及び医療機関間の連携体制の強化、並びに救急医療に関わる医師及び看護師の確保・育成等の取組強化が今後の目指すべき方向性として議論されているが、これらと併せて「とちまる救急安心電話相談」の更なる普及啓発や、メディカルコ

ントロール体制(救急搬送困難事案の原因分析及び対策の検討等)の充実強化、各病院のリアルタイムの病床の状況を救急隊と共有できる救急医療情報システムの導入などを通じて、救急医療の適正受診や円滑な救急搬送受入を推進するとともに、救急医療提供体制を支える医師等の確保・育成・定着に向けた更なる取組を進めること。

(3) 新興感染症対策について

感染症の発生・蔓延時における感染症の監視・早期発見、学校や事業者等に対する要請、国と連携した国際的な情報収集や的確な情報提供、効果的な感染対策など、多岐に渡る取組を平時から想定するとともに、地域における医療関係者との連携強化を図るほか、必要な病床数や発熱外来等を確保するなど医療提供体制の充実・強化に取り組むこと。

さらに、地域における感染症対策の中心となる保健所職員を含め、公衆衛生や疫学の専門家の育成を図ること。

4. 県民生活の充実について

(1) 「文化と知」の創造拠点整備について

県立美術館・図書館・文書館の3施設を一体的に整備する「文化と知」の創造拠点は、本県の文化振興の中核となる重要な施設となることから、明確なビジョンの下、時代の変化や県民ニーズも見据えながら、地域や県内関連施設との連携を深めるとともに、役割分担や必要な機能の整理を行うなど、県内の文化施設の力を最大限活かせる体制の構築に向けて、整備を進めること。

また、整備構想にあるようにデジタル化やユニバーサルデザイン化、収蔵能力の強化などの諸課題に対応できるよう、更に詳細な検討を進め、県民誰もが利用しやすく、誇りに思える施設となるよう、着実に事業を推進すること。

あわせて、PFIアドバイザリーを通じて得た民間事業者の意見を十分に踏まえ、資材や人件費の高騰といった現状にも配慮しながら、地域の活力を活かせる形で事業を進めること。

(2) 消費者行政の維持について

近年のデジタル化の進展に伴い、SNSによる詐欺的な手口や高齢者を

狙った悪質商法が増加するなど、県民にとって身近な相談窓口である消費生活センターの重要性が高まっている。こうした中、国は地方消費者行政強化交付金の推進事業費に係る財政措置を今年度で終了することとしているが、県民の安心な暮らしを守るため、消費生活相談体制の維持・強化を図るとともに、消費者被害の未然防止に向けた普及啓発に努めること。

(3) スポーツを活用した地域活性化について

本県におけるスポーツに対する気運の高まりを捉え、「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」のレガシーを未来に引き継ぐためには、県や市町、企業、プロスポーツチーム等で構成する栃木県スポーツコミッションによるスポーツを活用した地域活性化の取組を更に推進する必要がある。

そこで、プロスポーツチームと地域との連携を充実・強化し、県民総スポーツ社会の実現に向けた取組と、地域経済への波及効果をもたらす取組を両輪で進めること。

あわせて、武道ツーリズムなど、本県独自の地域資源を活用したスポーツツーリズムをより一層振興すること。

5. 農林業の推進について

(1) 県産農産物のブランド化と販路拡大について

県においては、今年3月に栃木県産農産物ブランド化推進方針を策定し、その中で、県産農産物のブランド価値を向上させる3つの戦略を示したところである。

他都道府県の農産物との差別化を図るため、この3つの戦略の推進を基本としつつ、これまで以上に市町や関係団体などとの連携を強化していくことが必要なことから、県がリーダーシップを発揮し、オールとちぎでブランド価値の向上を図り、国内外の新たな販路拡大に努め、稼げる農業の確立を進めること。

(2) スマート農業の推進について

本県においても、農業者が減少する中、農作業を効率化させ、生産性を上げていくことが必要であることから、実用的かつ採算性に見合うスマート農業機器等の導入や、機能性が高い機器の開発・改良、それらの活用による生産性向上の取組などを支援し、スマート農業を積極的に推進して、本県農

業の維持発展につなげること。

(3) 持続可能な地域農業のあり方について

農業従事者の高齢化や担い手不足、また相続放棄などによる休耕地の増加が見込まれる中、農地中間管理機構を軸に農地の集積・集約化を進めるとともに、昨年度、県全域で策定された地域計画を踏まえた上で、市町と連携し、本格的な人口減少社会に備えた持続可能な地域農業のあり方についての検討を積極的に進めること。

(4) 鳥獣被害対策について

野生鳥獣による農林業等への被害は依然として高い水準にあるため、引き続き、防護や環境整備に加え、ニホンジカ・イノシシ管理計画に基づき捕獲に取り組むことで、個体数管理等を適正に行うこと。特にイノシシの個体数が増加している渡良瀬遊水地及びその周辺の県南地域・県境について注視すること。

また、クマについては、人里や市街地での目撃件数が増加しており、市町村長が市街地で緊急銃猟を判断できる法改正も行われたことから、市町や猟友会と連携し、クマを人里に寄せ付けないための対策を徹底するとともに、市街地等への出没を想定した市町の体制構築に努めること。

これらの対策を着実に推進するため、主体となる市町、猟友会、農林業事業者等に対する支援や狩猟の担い手の確保・育成に取り組むこと。

(5) 林業・木材産業の成長産業化について

本県林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に向け、森林の適正な整備・保全を図るとともに、林業従事者の作業環境の改善に努めながら、県産木材「とちぎ材」の安定的な供給体制の構築や高付加価値化に取り組むこと。

また、とちぎ材の利用促進については、住宅需要が落ち込んでいる状況を踏まえ、非住宅建築物の木造・木質化支援を継続するとともに、新たな販路の開拓などにより需要を創出すること。

(6) 外来種等による被害拡大防止対策について

特定外来種クビアカツヤカミキリについては、県南地域を中心にサクラ等の樹木への被害が拡大していることから、早期発見に向けた体制構築や被害木伐採への支援に努めること。

また、広葉樹林に被害をもたらすナラ枯れが本県においても拡大しており、森林の公益的機能の低下や倒木による二次被害が危惧されるため、駆除対策や監視の強化などに努めること。

6. 環境施策について

(1) カーボンニュートラルの実現について

県では「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」やアクションプランに基づいた取組を進めている中で、カーボンニュートラルの実現に向けた基本理念を各主体と共有し、産業、交通、家庭など各分野の排出削減対策、並びに森林等による吸収源対策を着実に推進するとともに、「とちぎカーボンニュートラル 15 アクション県民運動」により普及啓発活動を強化し、各家庭における排出量の「見える化」を推進するなど、脱炭素型ライフスタイルへの転換促進に努めること。

また、カーボンニュートラルの取組を加速化させるため、アクションプランに基づき、建物におけるエネルギー消費量の削減に有効な県有施設のZEB化を推進するほか、県有施設の省エネ改修や公用車のEV化などについても、県自ら率先して取り組むこと。

(2) ヤード規制について

廃棄物処理法に基づく有害使用済機器保管等届出制度の対象外となっている雑品スクラップ等の保管場においては、不適正な処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災等の周辺環境への悪影響が他県で報告されており、本県でも同様の案件の発生が危惧されている。

そこで、県議会では、国に「再生資源物の適正な屋外保管を図るための法整備を求める意見書」を提出し、ヤード規制の必要性を強く要望したことから、県としても国に対し、速やかに実行性のある規制を要望すること。

7. 教育行政の推進について

(1) 不登校への対応について

「栃木県不登校総合対策の方向性」に基づき、不登校児童生徒や保護者などの当事者の意見を踏まえた未然防止、初期対応のための効果的な取組な

どを着実にを行うこと。

また、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、校内教育支援センターや学びの多様化学校など、一人ひとりの状況に応じた支援環境を向上させるとともに、不登校児童生徒や保護者が孤立することがないように相談しやすい体制の充実を図ること。

(2) 県立学校の特色化・魅力化の推進について

「第三期県立高等学校再編計画」に基づき、魅力と活力ある県立高校づくりを推進すること。

また、自動車や航空宇宙等、本県が重点的に振興する産業に加えて、半導体・蓄電池などの新たな成長産業の集積等に向けた取組方針等も考慮し、地域産業と連携した実践的な職業教育のほか、実社会との関わりを意識したSTEAM教育や探究学習など、特色ある教育活動を推進すること。

(3) 県立学校施設の環境整備について

「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき、老朽化する施設の更新に努め、計画的な予防保全を中心に実施すること。

またバリアフリー化の推進に当たっては、障害がある当事者の意見を踏まえた整備を推進し、県立学校における全てのトイレ洋式化を進め、更なる学習環境の充実に努めること。

(4) 教員の服務規律の確保の徹底について

一部の教員による児童生徒への性暴力等事案が全国で問題となっているが、本県においても盗撮により教員が逮捕される事件が発生した。教員が立場を悪用して児童生徒に性暴力等を行うことは、児童生徒等の心身に重大な影響を与えるものであり、学校教育全体への信頼も損なわれるものである。

こうした中、「こども性暴力防止法」が公布され、性犯罪歴を確認する「日本版DBS」の運用に向けた準備も進められている。

そこで、児童生徒が教員による性暴力等の被害者となることがないように、教員の服務規律の確保を徹底するとともに、児童生徒・保護者等に対するフォローを徹底すること。

さらには、市町教育委員会との課題の共有や地域の実情に応じた相談体制の整備にも努めること。

(5) 部活動の地域展開について

国の『『地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議』最終とりまとめ』を踏まえ、円滑な部活動の地域展開を実現するため、受け皿となる運営団体・実施主体の整備を進めるとともに、実証事業の成果や課題の共有及び地域の実情に応じた相談体制の充実に努めること。

加えて、地域展開に係る助言・指導、情報提供の強化、地域人材の確保に向けた取組を推進すること。

(6) 平和学習と歴史や文化に関する教育の推進について

戦後 80 年の節目の契機に、栃木県遺族連合会による平和の語り部事業を活用するなどして、戦争の悲惨さと平和の尊さについて、次世代へ確実に継承するとともに、我が国の歴史・文化に親しむ学習を推進し、国際社会で確固たるアイデンティティを持って主体的に活躍できる人材を育成すること。

(7) 特別支援教育の充実にについて

那須・栃木の両特別支援学校の寄宿舎で行われてきた寄宿舎生への生活に関する指導の知見を、全ての児童生徒を対象に活用する方策を検討するとともに、生徒の卒業後の生活を見据え、生活訓練施設を活用し、福祉と連携しながら、個に応じたカリキュラムの充実を図ること。

(8) 共生社会に向けた学校教育の推進について

共生社会の形成に向け、現状の課題も把握しながら、インクルーシブ教育システムを構築し、学齢期から障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解が深まるよう、共に学び合う機会の充実を図ること。

また、社会情勢の変化により外国人の児童生徒数が増加していることから、日本語指導や学校生活への適応指導ができる支援体制の構築や地域の実態に応じた支援の充実に努めること。

(9) G I G A スクール構想の取組について

タブレットの更新やネット環境の改善を含めた G I G A スクール構想第 2 期の取組が進められているところであるが、S o c i e t y 5.0 において、児童生徒が情報活用能力を身に付けることができるよう教員一人ひとりの I C T 活用指導力を向上させること。

また、児童生徒の実態や教科の特性に応じたクラウドを活用した学習など、情報モラル教育を含め、系統的に情報活用能力の育成を図るとともに、生成AI等の先進技術の利活用に努めること。

(10) 健やかな体を育む教育の充実について

食生活を含めた生活習慣を確立し、児童生徒が健康な生活を送る力を育てるためには、食育はもとより、安定的な学校給食の提供が必要であり、子育て世代の経済的負担を軽減するためにも、給食費の無償化に取り組むこと。

また、「食べる」機能を維持させることは健全な食生活を送るための基礎となるため、歯と口の健康づくり並びに食育の充実に努めること。

8. 警察行政の推進について

(1) 匿名・流動型犯罪グループの取締りとサイバー犯罪対策強化等について

匿名・流動型犯罪グループは、匿名性・流動性の特徴を有し、その犯罪の手口も複雑化・巧妙化している。県警本部に発足した「匿名・流動型犯罪グループ対策室」を中心に、枠にとらわれず効率的・弾力的な取締りを展開するとともに、「サイバー対策センター」が中核となった専門的知見を有する人材の育成、AIなどの科学技術を活用した捜査資機材の導入、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の趣旨を踏まえた地域・学校・民間団体等との連携により、犯罪の摘発及び実態解明を強化すること。

また、ランサムウェア被害やフィッシング等による不正送金被害等が深刻であることから、サイバー空間の取締りを強化し、県民及び県内企業の被害防止対策を徹底すること。

経済安全保障の観点から、個人情報をはじめとより企業等有する高度技術情報等の流出防止に向けて、海外からの働きかけに対する有効な対策等について技術情報等を有する本県企業等に情報提供するなど、官民の連携を推進すること。

(2) 交通安全対策の推進について

交通事故の死者数が増加傾向にあることから、引き続き、信号機の新設、更新、廃止等を検討しながら、「ラウンドアバウト」や「ゾーン30プラス」などの推進を図り、歩行者の安全確保や交通安全教育など更なるハード、ソ

フト両面での安全対策を徹底すること。

また、自転車の交通違反については、来年4月1日に改正道路交通法が施行され、交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が適用される。一般者はもとより、教育委員会と連携し、高校生に対して自転車用ヘルメットの着用を促すなど、自転車の交通ルール等を広く周知し、同時に、保険についても加入促進に努めること。

さらに、近年、自動車専用道路等における逆走による重大事故が問題となっていることから、道路管理者と協議の上、逆走事故防止全般において対策を検討すること。

(3) 子どもの安全を守るための取組強化について

「登下校防犯プラン」に基づき、学校や地域住民などと連携し、登下校時の重点的な警戒・パトロールや警察スクールサポーター等による不審者対応訓練などの被害防止教育を一層充実させること。

また、地域や関係団体と連携し、防犯カメラの設置など効果的な取組を進め、児童生徒の安全確保に努めること。

少年を取り巻く有害環境対策については、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の内容を踏まえ、関係機関や保護者と連携し、被害者の保護等の取組を推進すること。

(4) 薬物事犯の取締りにについて

薬物事犯の検挙人員は高止まりをしており、令和5年の大麻事犯の検挙人員は若年層を中心に過去最多、令和6年も同水準で推移している。

そのため、県警察は、税関等の関係機関や外国捜査機関等と連携し、薬物の密輸・密売組織や大麻栽培施設の摘発などによる供給の遮断と薬物乱用者の徹底検挙のほか、教育委員会や地域と連携した広報啓発活動による需要の根絶を図り、同時に、薬物依存症対策や再犯防止対策を図ること。

(5) 不法滞在者対策及び在留外国人の安全確保対策の強化について

不法滞在者に対しては、関係機関・団体と連携を図りながら、摘発を推進するとともに、不法就労関連事犯や在留カード偽変造等の不法滞在を助長する犯罪の取締りに努めること。

また、在留外国人の安全のため、関係機関をはじめ、地域や民間企業等と連携しながら外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透防止を図るなど、

在留外国人の実態を踏まえた各種警察活動を強化すること。